

# 消費生活センターにご相談ください

## 消費豆知識

117

### 愛するペットのための買い物 ～インターネットで購入する前に～

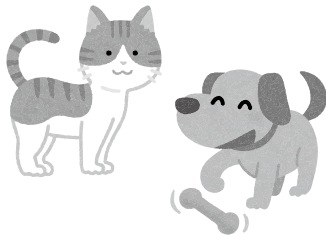
**事例1** ネット通販で安価で販売しているペットフードを注文した。クレジットカード決済したかったが銀行振り込みしか選べなかった。代金を指定口座に振り込んだが商品が届かない。業者と連絡も取れない。

**事例2** SNSの閲覧中に「犬の白内障が良くなる」という広告が入ってきた。1袋2千円程度のサプリだったので購入した。定期購入だったようで2回目が届いたが3か月分で4万円と高額だった。支払いたくない。

**事例3** ネット通販で大用の歯磨き粉を買った。2回目の商品が届き定期購入とわかったが、申し込み時にその旨の記載はなかった。代金は5千円と高額だ。不要なので返品したい。

**事例4** ネット通販でキャットフードを購入したが、間違えて別のタイプの商品を注文してしまった。返品に応じられず納得できない。

- ・継続期間や購入回数が定められた定期購入になっている場合があります。すぐに注文するのではなく、販売サイトや利用規約、最終確認画面をよく確認しましょう。
- ・「〇〇病の改善」「病気・老化予防」といった、医薬品のような効果効能をうたうことは、薬機法（旧薬事法）違反に該当する可能性があります。
- ・効果効能が承認された商品ではないこともあるので、広告内容をつのみにしてすぐに購入するのではなく、よく検討しましょう。
- ・通信販売にクーリング・オフ制度はありません。「解約・返品できるか」「返品特約や解約条件を確認しましょう」。
- ・商品が届かず、事業者と連絡が取れなくなるケースが見られます。日本語の字体、文章表現が不自然、支払い方法が銀行振り込みしか選べないなど悪質な通販サイトを利用してしまうと、解決が困難になる可能性が高くなります。



- ▼相談日時 月々金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～4時
  - ▼相談場所 上三川町消費生活センター（役場1階 地域生活課内）
  - ▼相談専用電話番号 056991553
- まずは、お電話を。消費者ホットライン1188でもつながります。

## 上三川「ぼれ話」第7話 奉納 太々神楽

2月27日、大山にある五社神社で太々神楽の奉納が行われました。3年振りとなる神事に多くの地域の方が足を運び、大山保育園や明治小学校の子ども達も見学に訪れました。

本町の太々神楽は、およそ200年前に下総国から伝承されたものと伝わっています。神事であると同時に、娯楽の少なかつた江戸時代、神社に参拝する庶民の楽しみとして受け継がれてきました。

演目は、天孫降臨の神話になぞらえた12の舞で構成されています。「猿田彦命の舞」に始まり、「住吉大神の舞」

- 「春日大神の舞」「弓の連の舞」
- 「宇須女命の舞」「手力男命の舞」
- 「天照大神の舞」「八幡大神の舞」
- 「稲荷大神の舞」「事代主命の舞」
- 「大国主命の舞」を経て、「須佐能男命の舞」にて終演します。

現在、しらすぎ神社と上郷神社の太々神楽は町の無形民俗文化財に指定されています。このほかにも、町内の保存会の方々が五社神社、石田神社などでも奉納しています。地域に根ざしたこの行事がいつまでも守り伝えられていくことを願っています。

### ▼問い合わせ先 生涯学習課

生涯学習係

056991559



訪れた多くの方々



手力男命の舞